

発行者情報

【表紙】	
【公表書類】	発行者情報
【公表日】	2026年3月31日
【発行者の名称】	株式会社J S e c u r i t y (JSecurity, Inc.)
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 今村 誉一
【本店の所在の場所】	東京都港区浜松町二丁目4番1号世界貿易センタービル ディング南館17階
【電話番号】	(03)4567-2823 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役経営管理部長 小林 拓矢
【担当J-A d v i s e rの名称】	フィリップ証券株式会社
【担当J-A d v i s e rの代表者の役職氏名】	代表取締役社長 永堀 真
【担当J-A d v i s e rの本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋兜町4番2号
【担当J-A d v i s e rの財務状況が公表されるウェブサイトのアドレス】	https://www.phillip.co.jp/
【電話番号】	(03)3666-2321
【取引所金融商品市場等に関する事項】	株式会社東京証券取引所TOKYO PRO Market なお、振替機関の名称及び住所は下記のとおりです。 名称：株式会社証券保管振替機構 住所：東京都中央区日本橋兜町7番1号
【公表されるホームページのアドレス】	株式会社JSecurity https://www.jsecurity.co.jp 株式会社東京証券取引所 https://www.jpx.co.jp/

【投資者に対する注意事項】

- 1 TOKYO PRO Marketは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Marketの上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、第一部 第3 4【事業等のリスク】において公表された情報を慎重に検討する必要があります。
- 2 発行者情報を公表した発行者のその公表の時における役員（金融商品取引法（以下「法」という）第21条第1項第1号に規定する役員（取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者）をいう）は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかったことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。
- 3 TOKYO PRO Marketにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Marketにおいては、J-Adviserが重要な役割を担います。TOKYO PRO Marketの上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例に従って、各上場会社のために行動するJ-Adviserを選任する必要があります。J-Adviserの役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられるTOKYO PRO Marketに係る諸規則に留意する必要があります。
- 4 東京証券取引所は、発行者情報の内容（発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません）について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

第一部【企業情報】

第1【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

第2【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次		第6期	第7期	第8期
決算年月		2023年12月	2024年12月	2025年12月
売上高	(千円)	380,324	520,839	676,520
経常利益	(千円)	33,144	99,914	139,688
当期純利益	(千円)	16,905	72,462	101,729
純資産額	(千円)	53,397	125,860	148,572
総資産額	(千円)	1,131,645	2,028,902	3,785,017
1株当たり純資産額	(円)	19.60	46.20	58.21
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額)	(円)	— (—)	— (—)	— (—)
1株当たり当期純利益	(円)	6.21	26.60	38.22
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益	(円)	—	—	35.00
自己資本比率	(%)	4.7	6.2	3.9
自己資本利益率	(%)	37.6	80.8	74.1
株価収益率	(倍)	—	—	19.6
配当性向	(%)	—	—	—
営業活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	293,668	564,552	1,131,339
投資活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	54,740	28,060	△424,341
財務活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	△25,990	△3,828	△97,115
現金及び現金同等物の期末 残高	(千円)	524,608	1,114,284	1,724,736
従業員数	(人)	12	11	13

- (注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社が存在しないため記載しておりません。
3. 当社は、2025年12月24日に東京証券取引所TOKYO PRO MARKETに上場したため、第8期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、新規上場日から第8期の末日までの平均株価を期中平均株価とみなして算定しております。
4. 第6期から第7期までの潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在するものの当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。

5. 第6期から第7期までの株価収益率については、当社株式が非上場であったため記載しておりません。
6. 1株当たり配当額及び配当性向については、配当を行っていないため記載しておりません。
7. 従業員数は就業人員であります。なお、臨時従業員数は、従業員数の100分の10未満であるため、記載を省略しております。
8. 第7期は特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第110条第5項の規定に基づき、第8期は特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第128条第3項の規定に基づいて財務諸表について有限責任パートナーズ総合監査法人の監査を受けておりますが、第6期の財務諸表については、監査を受けておりません。
9. 2025年10月16日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行いました。第6期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。

2【沿革】

当社は、1994年に韓国で創業したJIRANグループが、日本市場への進出を目的として2011年7月に設立した日本法人である株式会社JIRANSOFTJAPAN（現 株式会社JIRAN JAPAN）を設立母体としております。当社は、日本におけるセキュリティ事業に特化する目的から2018年1月に新設分割により設立されました。

年月	事項
2018年1月	株式会社JIRANSOFTJAPAN（現 株式会社JIRAN JAPAN）による簡易新設分割により、当社設立 情報セキュリティ事業を開始
2018年11月	標的型攻撃メール訓練サービス「MudFix」をリリース
2019年3月	ランサムウェア対策ソフト「AppCheck」を機能強化し本格リリース
2023年11月	標的型攻撃メール訓練サービス「MudFix」が、「ASPICクラウドアワード2023」支援業務系ASP・SaaS部門にて、「ASPIC会長賞」を受賞（注）
2024年2月	ISMS 情報セキュリティマネジメントシステム（ISO27001）の認証を取得
2024年6月	標的型攻撃メール訓練サービス「MudFix」に教育サービスを追加しリリース
2025年9月	統合型セキュリティソフト「Exosphere for FORVAL」をリリース
2025年12月	東京証券取引所 TOKYO PRO Market に株式を上場

（注）「ASPICクラウドアワード」とは、一般社団法人日本クラウド産業協会（ASPIC）が主催し、総務省などが後援しているアワードです。本アワードは、IoT・AI・クラウドサービスの普及促進と社会情報基盤の確立を目指し、その貢献が認められる企業を表彰するものです。

3【事業の内容】

当社は、情報セキュリティサービスの販売、保守サービスを行う情報セキュリティ専門企業になります。

昨今、AI 技術の発達や IoT 機器の普及、企業のテレワーク導入や DX（デジタルトランスフォーメーション）の進展など、社会・経済の情報技術への依存度が高まるとともに、サイバー攻撃は増加傾向にあります。そのため、あらゆる業種の企業におけるサイバーセキュリティリスクは多様化・高度化しており、大規模企業のみならず、中堅・中小企業においても、その対策は必須となっております。

当社は、その課題を解決するため、「すべては日本のセキュリティのために」のミッションのもと、様々な情報セキュリティ製品を取り扱い、様々な業種、様々な規模の会社にサービスを提供しています。

各サービスにおける製品本体販売のほか、契約期間に係るライセンス・保守サービスを行っております。保守サービスは製品の改良版の提供、使用方法に関する問い合わせ窓口の対応や製品情報の提供といった契約期間にわたる製品の使用を支援するものとなっております。

当社における販売活動に関しては、パートナー企業（販売代理店）による営業体制が売上の約 9 割を占めておりますが、一部直販営業による営業体制も構築、実施しております。

当社サービスは基本的にライセンス契約と保守サービス契約はセットでの販売となっており、ライセンス契約及び保守サービス契約は期間按分で売上が計上されることとなっております。ライセンス契約及び保守サービス契約の期間は 1 年～ 7 年であり、契約開始のタイミングで契約期間に係るすべての料金を収受することとなります。会計上の売上計上は契約期間に応じて均等按分のうえ計上していることから、契約負債（前受収益）が計上されることとなるため、契約負債の金額が大きくなっております。

製品本体の開発・仕入について、当社は自社で開発部門を保有していないことから、自社で企画した製品についての開発については基本的に外注しております。また、他社製品（主に韓国製品）を仕入れる際も、そのまま製品を販売するのではなく、日本向けにローカライズ（開発）を行ったうえで販売しております。開発業務については自社企画製品同様、外注先に委託して開発しております。メールセキュリティ対策サービスは当社の主要サービスの 1 つであるため、韓国において優れたメールセキュリティ対策関連製品を開発している会社である Jiransecurity Co., Ltd. は、当社の主要な外部開発及び保守委託先となっております。

また、一部の製品（迷惑メール対策「SPAMSNIPER」など）については、ソフトウェアだけでなく、ハードウェアも合わせて販売しております。

なお、当社は情報セキュリティ事業の単一セグメントであり、サービスの概要をセグメント情報に関連付けることが困難であるため、サービス区分別にその概要を記載しております。

以下は、当社が取り扱っている主な情報セキュリティサービスの内容になります。

1. メールセキュリティ対策サービス

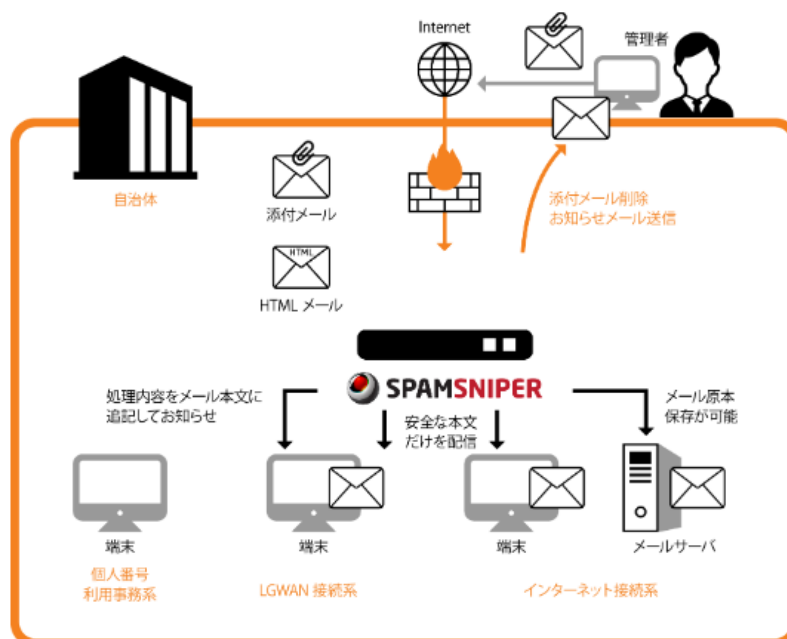
大手企業向けのメールセキュリティ対策製品が高単価であり、中小企業にとっては導入コストが高いサービスとなっている中、当社は低価格に抑えた、中小企業向けメールセキュリティ対策製品を提供しています。大手企業より導入コストを抑えられる理由としては、大手企業向けの製品は高度な機能や大規模な運用体制を前提としているため、初期費用が高額になりがちですが、当社のサービスは中小企業にとって必要不可欠な機能（ウイルス対策、迷惑メールフィルタ、誤送信防止）に特化することで、開発や運用コストを削減し、それを価格に反映させることができます。

迷惑メール対策「SPAMSNIPER」はスパム、ウイルス対策、誤送信対策が一体となったサービスです。意図せずウイルスが仕込まれたメールを受信した場合でも、「SPAMSNIPER」の利用によって、悪意のあるコードや危険なサイトへの URL リンク等は無効化されるため、ユーザーの認識に左右されることのないセキュリティ対策が可能となります。

なお、「SPAMSNIPER」は JiranSecurity Co., Ltd が開発し当初韓国で展開していたスパムメール対策製品ですが、日本市場だけの特殊なニーズ（総務省の「自治体セキュリティ強靱化対策」の推進）に伴い、当社が日本市場向けにローカライズ（「メール無害化」(注) を追加）を行った製品になります。

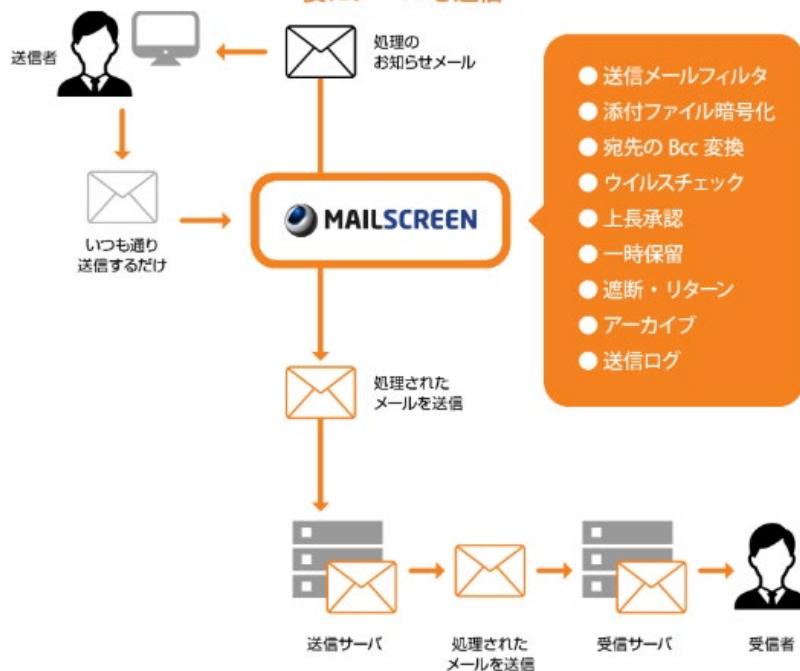
(注)「メール無害化」とは、メールの本文や添付ファイルに仕組まれたマルウェアや不正なプログラムなどの脅

威を無効化し、安全な状態に処理することを指します。



メール誤送信対策「MAILSCREEN」はメール誤送信対策と個人情報漏洩防止対策が一体となったサービスです。送信メールに対し各種メールフィルタールールを設定することで社外への情報漏洩を遮断したり、送信遅延機能により、メールアドレスの間違いや添付ファイルの間違いがあった場合に送信メールを取り消すことができるなど、情報漏洩防止対策、内部統制の強化を実現することができます。「MAILSCREEN」は販売パートナーへ OEM 提供することで、スマートフォンでも対応できるようになるなど追加的な機能も有しています。

送信メールフィルタや送信遅延などで誤送信を防止。ウイルスチェック後にメールを送信

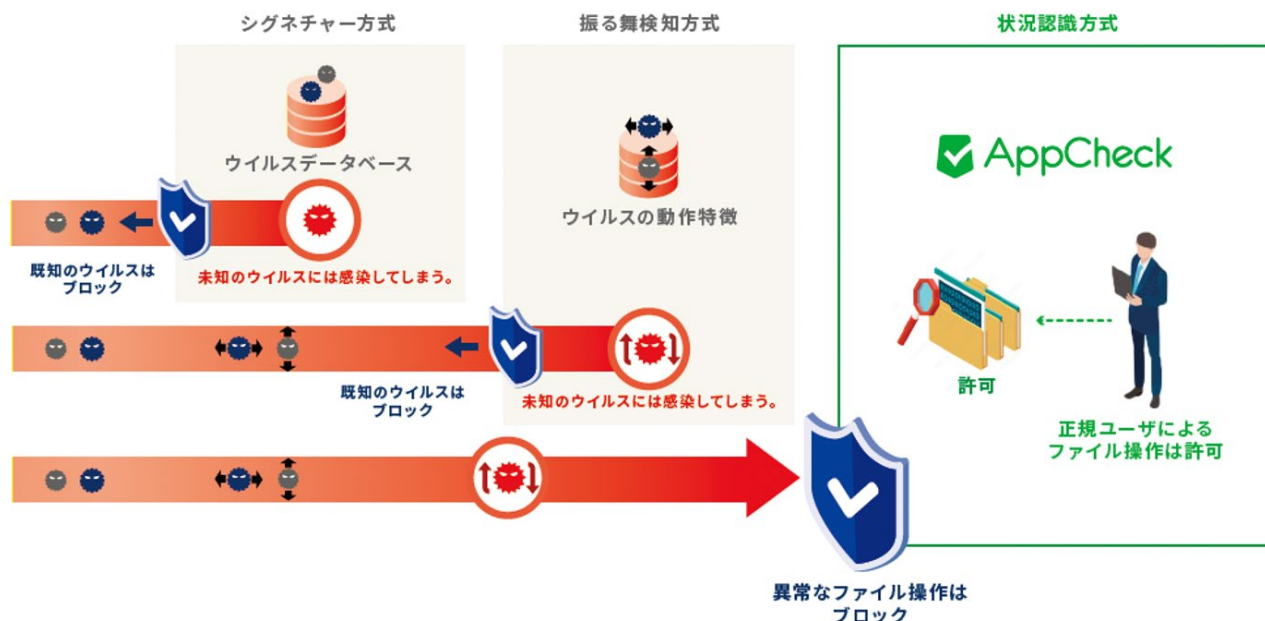


2. 標的型攻撃対策・ランサムウェア対策サービス

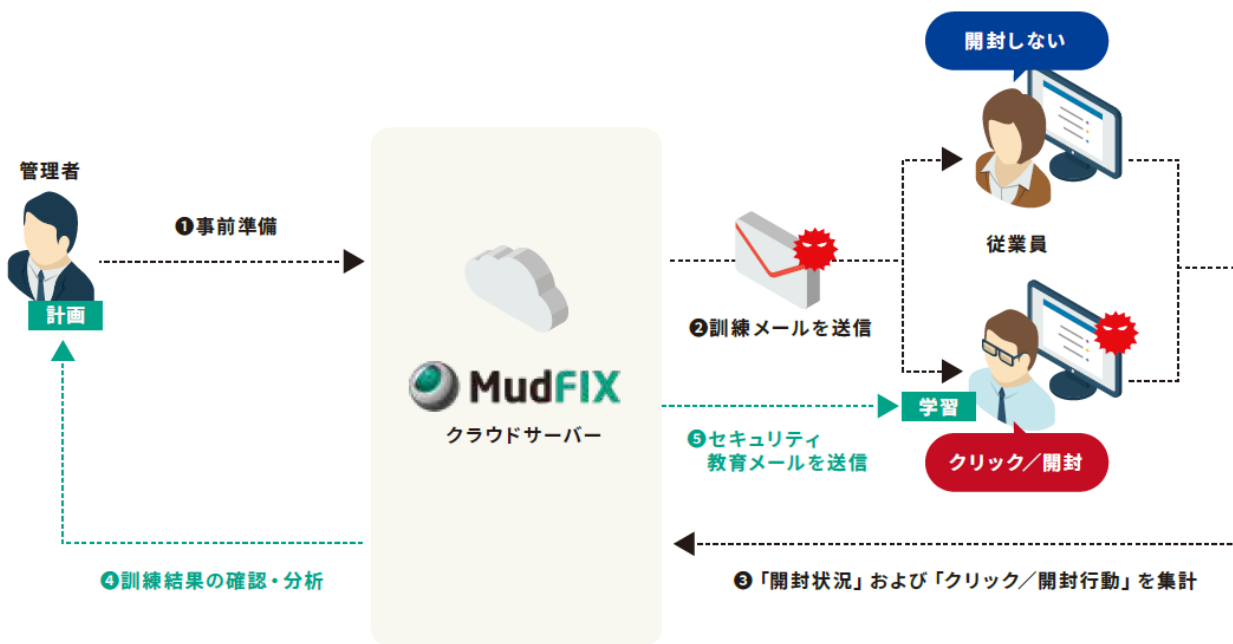
IPA (情報処理推進機構) より 2026 年 1 月 29 日に公開された「情報セキュリティ 10 大脅威 2026」によると、情報セキュリティに関する「組織」向け脅威として、ランサム攻撃による被害 (第 1 位) と機密情報等を狙った標的型攻撃 (第 5 位) が上位に位置付けられています。

ランサムウェア対策ソフト「AppCheck」は、過去に発見されたウイルスのサンプル（ウイルスパターンファイル）を基にウイルスの検出を行う従来のウイルス対策ソフトとは違い、ランサムウェアの特徴を調べるのではなく、状況認識技術により毀損されるファイルの変化をリアルタイムで検出することができるサービスになります。この技術により、検出用のウイルスパターンファイルを使わずにランサムウェアを検出することが可能となり、未知のランサムウェアにも対応することができます。

なお、「AppCheck」のサービス提供にあたって、当社は開発会社である CheckMAL Inc. と日本における販売契約を締結し、ソフトウェアの販売と保守サービスを行っています。



標的型攻撃メール訓練・教育サービス「MudFix」は JiranSecurity Co.,Ltd が開発した製品であり、標的型攻撃メールの被害が受信者のセキュリティ意識と知識不足によって、意図せず（企業の関係者と誤認して）メール開封することによってもたらされることに着目し、教育と訓練によって標的型攻撃メールによる被害を回避することを目指したサービスです。「MudFix」で普段から標的型攻撃を疑似体験することで、メールを受信した時にいつもの違いに気づき、疑い、慌てずに同僚や上司、セキュリティ担当者に相談するなど適切な対応を行えるようになります。「MudFix」で訓練後、訓練結果により教育が必要な対象者のみに教育コンテンツを提供できる当社独自の機能を有し、日本国内で特許出願しております。



3. ファイル共有サービス

ファイル共有サービス「GIGAPOD」は、企業向けのオンラインストレージサービス、及びファイル転送・共有サーバーシステムです。大容量ファイルの転送・共有ができ、高いセキュリティを備え、加えてゲストフォルダ機能や共有フォルダ機能があり、権限設定も利用者で設定が可能となっております。企業における情報漏洩対策や内部統制強化、大容量データの効率的なやり取り（脱 PPAP、マルウェア対策など）を支援するために利用されています。

また、建築・土木現場向けに開発された「Gate4Mobile」は、どこからでも必要な情報・ナレッジを引き出し、関係者全員との情報共有が可能となるアプリケーションです。アプリケーションを利用することで、関係者とのコミュニケーションが円滑になり、効率的な業務が可能です。

4. その他、主要サービス

分類	サービス名	概要	開発元
運用管理ツール	PCFILTER	マイナンバーやクレジットカード番号などの個人情報を含むファイルをPCやファイルサーバ・ネットワークドライブから検索し、適切な対処と管理をサポートする、個人情報検出・管理ソフト。	Jirandata Co., Ltd.
統合型セキュリティソフト	Exosphere for FORVAL	マルウェアをリアルタイムで検知・遮断、ファイルや印刷物、USBなどの媒体を制御して情報漏洩を防止し、ウェブやアプリケーションへのアクセス制限を行い、内部情報の不正利用を防止します。中央集約的な管理機能と API 連携により、企業のセキュリティポリシーを効率的に管理できる統合型セキュリティソフト。	Exosphere Labs, Inc.

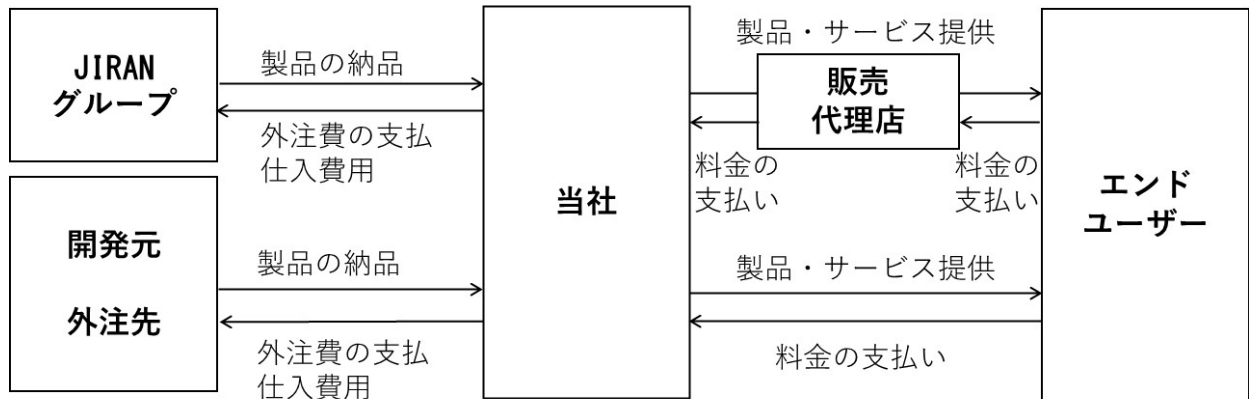
製品開発においては、当社で製品を企画開発し、当社がメーカー側の立ち位置になるケースと（自社開発）の他、販売代理店もしくはエンドユーザーからのニーズを受け、メーカーに開発要望を依頼するケース（他社開発）の2つのケースが存在します。

自社開発においては単に当社が販売するというものではなく、外部からの製品（韓国製品やグローバル製品）を日本でも販売しやすいように企画、カスタマイズを実施し販売を行っております。

他社開発においては過去のノウハウからマーケットにフィットするように開発要望をまとめたうえで提案するなど、単に開発依頼を横流しするだけでなく提案型の開発を行っております。また自社開発での知見を活かした販売企画も合わせて提案することにより、当社の収益につながっております。

[事業系統図]

当社は、開発元、仕入先や外注先からサービスの提供を受け、エンドユーザーに向けて代理店経由及び直販でサービスを提供しております。



4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (千円)	主要な事業の内容	議決権の所有割合 又は被所有割合 (%)	関係内容
(その他の関係会社) 株式会社JIRAN JAPAN	東京都 港区	19,995	情報セキュリティ	被所有 45.81	—

5 【従業員の状況】

(1) 発行者の状況

2025年12月31日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
13	33.9	2.0	5,055

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含む。）については、従業員数の100分の10未満であるため、記載を省略しております。
2. 平均年間給与は、基準外賃金を含んでおります。
3. 当社の報告セグメントは情報セキュリティ事業の単一セグメントであり、セグメント別の記載を省略しております。

(2) 労働組合の状況

当社において労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第3【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 業績

当事業年度における我が国経済は、雇用・所得環境の改善等を背景として緩やかな回復基調で推移いたしました。一部に弱含みの局面もありましたが、景気全体としては緩やかな成長が維持されました。一方、世界経済におきましては、金利の高止まりや不安定な海外情勢に加え、米国政権の通商政策に起因する不透明感が継続するなど、依然として予断を許さない状況が続いております。

情報セキュリティ業界におきましては、サイバー攻撃の巧妙化・多様化が一段と進み、生成 AI の悪用による脅威が常態化いたしました。特にランサムウェア攻撃は、被害規模と影響範囲をさらに拡大させ、金融やインフラなど社会的に重要な産業を標的とする傾向が顕著となりました。こうした脅威に対し、企業においてはセキュリティ投資を強化し、多層的な対策へとシフトする動きが加速しております。また、政府においても法整備や国際的な協力を推進し、サイバー空間全体の安全確保に向けた取り組みが深化しております。

このような環境のなか、当社は、より一層販売パートナーとも協力し、ランサムウェア対策、標的型攻撃対策のソリューションの販売強化に努めてまいりました。また、日々変化する新たな脅威への対策として、様々な販売パートナーからのニーズを把握し、新製品の開発にも取り組んでまいりました。

以上の結果、当事業年度の経営成績は、売上高 676,520 千円（前事業年度比 29.9%増）、営業利益 126,879 千円（前事業年度比 27.6%増）、経常利益 139,688 千円（前事業年度比 39.8%増）、当期純利益 101,729 千円（前事業年度比 40.4%増）となりました。

なお、当社は情報セキュリティ事業の単一セグメントであるため、セグメントごとの記載はしておりません。

(2) キャッシュ・フローの状況

当事業年度末における現金及び現金同等物（以下「資金」という）の残高は、1,724,736千円（前事業年度末比610,452千円増加）となりました。各キャッシュ・フローの状況とその主な要因は以下のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動により獲得した資金は、1,131,339千円（前事業年度は564,552千円の収入）となりました。これは主に、税引前当期純利益139,688千円に対し、増加要因として、契約負債の増加額1,715,458千円があり、減少要因として、前払費用の増加額717,361千円があったことによるものです。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動により使用した資金は、424,341千円（前事業年度は28,060千円の収入）となりました。これは主に、投資有価証券の取得による支出178,287千円、出資金の払込による支出153,775千円、無形固定資産の取得による支出85,107千円によるものです。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動により使用した資金は、97,115千円（前事業年度は3,828千円の支出）となりました。これは、自己株式の取得による支出88,013千円、長期借入金の返済による支出9,102千円によるものです。

2 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社の行う事業は提供するサービスの性質上、生産実績の記載になじまないため、記載を省略いたします。

(2) 受注状況

当社の行う事業は提供するサービスの性質上、受注実績の記載になじまないため、記載を省略いたします。

(3) 販売実績

当事業年度の販売実績を示すと、次のとおりです。なお、当社は情報セキュリティ事業の単一セグメントのため、売上区分別に記載しております。

売上区分	当事業年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)	前年同期比 (%)
製品本体 (千円)	240,603	141.5
ライセンス・保守サービス (千円)	435,917	124.3
合計 (千円)	676,520	129.9

(注) 主な販売先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は以下のとおりであります。

相手先	当事業年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)	
	金額 (千円)	割合 (%)
トライポッドワークス株式会社	258,405	38.2
santec Japan 株式会社	248,963	36.8

3【対処すべき課題】

当社が対処すべき主な課題は、以下の項目と認識しております。文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において当社が判断したものです。

(1) 認知度の向上及び販売力の強化

新規顧客獲得、販売代理店網の拡充等を図り、売上成長率を向上させていくためには、知名度の向上、販売力の強化が重要と認識しております。

その対処として、活用事例の積極的な訴求、マーケティング等のイベント出展の販売促進などを強化していくことで認知度の向上を図ってまいります。

(2) 新サービス開発と事業連携及びM&Aの取り組み

当社は、顧客の要望に応じた新サービスを開発していくことで、ターゲット市場の拡大と売上の成長性の向上を図ってきました。今後、さらなる売上の成長性を向上させていくためには、新サービスの開発が重要と認識しております。

その対処として、他社との事業連携や M&A を積極的に活用していきたいと考えております。その一環として、2025年1月にセキュリティソリューション開発を行う JiranSecurity Co.,Ltd に、2025年8月にアーティスト活動に関わるサービスをワンストップで提供するプラットフォーム「mahocast」を運営する株式会社 STONE.B に出資しております。さらに 2025年12月、同社とはエンターテインメント分野における共同事業契約を締結し、当社の収益基盤の多様化を目的として、同社が手掛けるアーティストの公演事業等へ出資を行っております。セキュリティ事業以外の新たな収益源の確保と、中長期的な企業価値の向上を図ってまいります。

(3) 組織体制の強化

上記の課題に対処していくためには、その土台となる組織体制を更に強化していくことが重要と認識しております。今後も、更に優秀な人材の確保に努めるとともに、生産性向上や組織活性化のための環境づくり、人材育成のための教育支援制度の拡充になお一層取り組んでまいります。

(4) 財務基盤の強化

当社の事業活動は営業活動による運転資金と金融機関からの借入を中心として行ってまいりました。当社の事業においては契約期間に関わる売上代金を一括して前受金として受け取っていることから、営業活動による資金繰りの面では安定をしておりますが、今後の事業拡大には研究開発や人的資本への一定の投資が必要な状況です。また、当事業年度末における純資産額は148,572千円、自己資本比率は3.9%となっており、安定的な財務基盤の強化が必要と認識しております。収益体質の強化を図るとともに、資金調達手段の多様化を検討し、財務体質の強化を図ってまいります。

4【事業等のリスク】

以下において、当社の事業展開その他に関してリスク要因と考えられる主な事項を記載しております。

当社は、これらのリスク発生の可能性を認識した上で、発生の回避及び発生した場合の適切な対応に努める方針ですが、当社株式に関する投資判断は、以下の事項及び本項以外の記載事項を慎重に検討した上で行われる必要があると考えております。

また、文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において当社が判断したものであり、実際の結果とは異なる可能性があります。

(1) 情報セキュリティに関するリスク

当社では業務に関連する個人情報及び企業情報を保有しているため、情報セキュリティの確保を経営上の重要課題の1つに位置付け、情報資産を適切に保護・管理し、情報セキュリティの継続的な維持・向上に努めております。

しかしながら、万が一、情報資産の漏洩、改ざん、消失またはその他の情報セキュリティ事故が発生した場合には、当社の信用低下や損害賠償責任の負担等を通じて、当社の経営成績や財政状態に重要な影響を及ぼす可能性があります。

当社は、上記リスクへの対策として、国際的な規格に基づく ISMS（情報セキュリティマネジメントシステム）の認証を取得し、情報セキュリティマネジメントシステムを構築し、厳格な情報管理を行っております。

(2) 製品の不具合

プログラムの不具合であるバグを無くすことは重要な課題ですが、ハードウェアや基本ソフトなどの環境との相性もあり、バグを皆無にすることは一般的に難しいと考えられています。バグの発生を抑えるよう対応策を講じておりますが、それでもなお当社が販売した商品に予期し得ない重大なバグが内在し、これが発生した場合、追加的に発生する対応作業、顧客への補償や機会損失等の発生、当社や商品の信用力の低下により、当社の経営成績や財政状態に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(3) 競合について

情報セキュリティ市場は、成長業界であることから競合他社が多く存在しており、大手企業とも競合しております。この状況下において、当社ではサービスの開発、販売力の拡充、技術力の強化により、他社との差別化を図っておりますが、競争環境の激化により当社の製品またはサービスが他社に劣後する場合、当社の財政状態及び経営成績に影響を与える可能性があります。

(4) 特定の取引先への依存

当社は、ファイル共有サービス「GIGAPOD」は株式会社トライポッドワークスとの共同開発製品であることから、同社との取引が当事業年度において当社売上高に占める割合は38.2%であります。

株式会社トライポッドワークスは、企業向け業務効率化アプリケーションおよびセキュリティプロダクトの開発、販売等を行う会社であり、その取引関係については安定したものとなっておりますが、何らかの理由で取引に支障が生じた場合には、当社の業績に影響を与える恐れがあります。これら依存度の高い取引先とは現在良好な関係を維持しており、また複数の販売代理店との関係構築を行っておりますが、何らかの事情によりこれら販売先との取引が大きく変動した場合には、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(5) 特定の外注先への依存

当社は、販売されている商品やサービスの企画は当社で行い、基本開発は外部に委託する事業モデルを特徴としております。Jiransecurity Co.,Ltd. に対して多くの開発、保守業務を委託しており、同社との取引が当事業年度において当社売上原価に占める割合は59.7%であります。当社は、外注先との関係強化・維持を図ると共に、複数の外注先を確保することを方針としておりリスクの極小化に努めておりますが、外注先の方針転換等により外注先へ業務委託できない状況が発生した場合には、開発が困難となる等、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(6) 知的財産権管理について

当社は、これまで著作権を含めた知的財産権に関しては、他社の知的財産権を侵害したとして損害賠償や使用差止めの請求を受けたことはなく、知的財産権の侵害を行っていないものと認識しております。

しかしながら、当社の事業領域において第三者が保有する知的財産権を完全に把握することは困難であり、当社が認識せずに他社の特許を侵害してしまう可能性は否定できません。この場合には当社に対する損害賠償や使用差止め等が行われることにより、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(7) 契約件数急増に伴うカスタマーサポート体制の整備

契約件数が増加していることにより、当社サービスに関するサポート業務への対応工数が増加しております。当社はサポート体制の強化を図ることが顧客満足度向上のために重要であると認識しており、対応を進めておりますが、契約件数急増によるサポート業務への対応遅延が生じた場合には、顧客満足度が低下し、解約に繋がることで当社の経営成績や財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(8) 技術変化への対応

当社は、販売代理店等との連携深化を進めるとともに、技術開発力の強化、更なる新しい製品の開拓や普及に対応すべく、将来に向けた技術開発を発展させる取り組みを進めております。

しかしながら、当社が展開する事業における技術の進歩及び著しい変化によるサービスの陳腐化、競争力の低下、技術変化への対応の遅れが生じた場合には、新規契約の伸び悩みや解約の増加が生じる可能性があり、ひいては当社の経営成績や財政状態に重要な影響を及ぼす恐れがあります。

(9) 小規模組織であることによる人材の流動性リスク

当社は、事業規模に応じた組織体制を志向しており、現在は比較的小規模の体制で事業運営を行っておりますが、今後のさらなる成長に向けて、当社事業における専門知識、技術及び資格等を有する人材の確保・育成が必要不可欠なものと認識しており、優秀な人材の獲得と定着、能力開発に注力しております。

しかしながら、採用難や労働市場全体の流動性の高まり、あるいは当社の就業環境の悪化や育成計画の未達成により、人材が社外流出した場合や、高い専門性を持つ人材を十分に確保できない場合、生産性や競争力の低下に繋がり、当社の経営成績や財政状態に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(10) 配当政策について

当社では、株主に対する利益還元を重要な経営課題の一つとして位置付けております。

しかしながら、当社は成長拡大の過程にあると考えており、経営基盤の強化及び積極的な事業展開のために内部留保の充実を図り、財務体質の強化と事業拡大に向けた投資に充当することで、更なる事業拡大を実現することが株主に対する最大の利益還元につながると考えております。将来的には、財政状態及び経営成績を勘案しながら株主への利益の配当を検討する方針ではありますが、配当の実施及びその時期等については現時点において未定であります。

(11) 自然災害、事故等について

感染症の世界的な流行（パンデミック）や地震や天災といった災害、国内におけるテロ活動などの予期せぬ事態により、当社の事業展開、経営成績や財務状況に影響を及ぼす可能性があります。当社としては、緊急事態に遭遇した場合において、損害を最小限に止めつつ、事業の継続を可能とするための対応を図っておりますが、大規模な地震や台風等の自然災害、火災などの事故災害やパンデミックが発生し、当社の業務に支障が生じた場合、また、このような緊急事態が長期化し、企業活動が長期間にわたり大幅に制限される等の理由により、景気が著しく悪化し、多くの顧客企業がセキュリティ投資を抑制した場合には、売上の減少や利益率の低下、回収サイトの長期化など、当社の事業展開、経営成績や財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

当社では、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の流行以降、リモートワークを導入する等、柔軟に事業を継続できる体制の整備を図っております。

(12) 内部管理体制について

当社は、当事業年度末現在、取締役3名、監査役2名、従業員13名と比較的小規模な組織であり、業務執行体制及び内部管理体制もこれに応じたものとなっております。今後の業務の拡大に伴って、従業員の育成、人員の採用を行うとともに業務執行体制及び内部管理体制の充実を図っていく方針であります。これらの施策が適時適切に進捗しなかった場合には、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(13) 大株主との関係について

株式会社 JIRAN JAPAN は、当事業年度末現在、当社発行済株式総数の 42.93%を保有するその他の関係会社であります。

当社と同社の間との取引については一般取引先と同様の決裁権限及び条件にて実施しており、取引の適正性を確保しております。また、関連当事者との取引については、関連当事者取引管理規程に従って、新規取引の事前承認を行うこととしております。本発行者情報公表日現在、同社からの役員の派遣、出向者の受入れ等の人的関係はありません。さらに、当社の事業遂行において、同社の事前承認又は事前報告を必要とする事項はないことから、当社の独立性及び自立性は確保されていると認識しております。

(14) JIRAN グループとの関係について

① JIRAN グループの概要

JIRAN グループは韓国、日本のほか、米国、シンガポール、スウェーデンに拠点を構え、現在までにグローバルで 100 億円の売上有る韓国有数のセキュリティベンダーで「メールセキュリティ」「プライバシーフィルター」に強みを持っております。

② JIRAN グループにおける当社の位置付け

JIRAN グループは、JIRANSOFT グループと JIRANCHALLENGES グループに大別されます。

JIRANSOFT グループは、KOSDAQ に上場する企業を2社保有するなど、既に安定したビジネスを有する企業群を保有しております。一方、JIRANCHALLENGES グループはベンチャー企業、小規模事業、ファンドなどを管理する役割を持つ株式会社 JIRANCHALLENGES を筆頭に、出資先企業群を支援する役割を担っております。

当事業年度末現在において、株式会社 JIRANCHALLENGES は株式会社 JIRAN PARTNERS (グループ会社の管理、統括) の発行済株式数の 100%を保有しており、さらに株式会社 JIRAN PARTNERS は当社の主要株主である株式会社 JIRAN JAPAN の発行済株式数の 92.5%を保有しております。

株式会社 JIRAN JAPAN の傘下には、当社のほか、オンラインストレージサービスの「株式会社ダイレクトクラウド」、ビッグデータ処理ソリューションを提供する「株式会社 Msystem」、Wi-Fi センサーによるマーケティング支援サービスを運営する「OXYZEN 株式会社」、IT 製品の日本市場進出をサポートする「株式会社 JBridge」、企業の情報漏洩調査の「株式会社 ZERO SECURITY」があります。

当社は JIRAN グループ内において日本市場における情報セキュリティ事業に特化した企業として位置づけられており、JIRAN グループ製品において JIRAN グループ会社が「製品開発」、当社が「販売」を行っております。当社は JIRAN グループ製品か否かにかかわらず、独立性と競争優位性を持って事業を展開しており、JIRAN グループ内での事業競合によって当社の経営の独立性を損なうような状況はございません。

③ JIRAN グループとの人的関係

当事業年度末現在、当社において、JIRAN グループからの人材受入れは行っておりません。

④ JIRAN グループ各社との取引関係

当社は JIRAN グループに対して開発の外注及びロイヤリティの支払を行っており、当事業年度における売上原価に占める割合は 69.3%となっております。特に Jiransecurity Co., Ltd. に対して多くの開発業務を委託しており、その売上原価に占める割合は 59.7%であります。開発委託を始めとする独立第三者間取引で適用される取引条件又は社会通念上合理的な見積りによる公正妥当な取引条件により営業取引等を行っております。

(15) J-Adviser との契約について

当社は、(株)東京証券取引所が運営を行っております証券市場 TOKYO PRO Market に上場しております。当社では、フィリップ証券(株)を担当 J-Adviser に指定することについての取締役会決議に基づき、フィリップ証券(株)との間で、担当 J-Adviser 契約 (以下「当該契約」といいます) を締結しております。当該契約は、TOKYO

PRO Market における当社株式の新規上場及び上場維持の前提となる契約であり、当該契約を解除し、かつ、他の担当 J-Adviser を確保できない場合、当社株式は TOKYO PRO Market から上場廃止となります。当該契約における契約解除に関する条項及び契約解除に係る事前催告に関する事項は以下のとおりです。

なお、本発行者情報公表日現在において、当該契約の解除条項に該当する事象は生じておりません。

<J-Adviser 契約解除に関する条項>

当社（以下「甲」という）が次のいずれかに該当する場合には、フィリップ証券㈱（以下「乙」という）は J-Adviser 契約（以下「本契約」という）を即日無催告解除することができる。

①債務超過

甲がその事業年度の末日に債務超過の状態である場合において、1年以内に債務超過の状態から脱却しえなかったとき、すなわち債務超過の状態となった事業年度の末日の翌日から起算して1年を経過する日（当該1年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日）までの期間（以下この項において「猶予期間」という）において債務超過の状態から脱却しえなかった場合。但し、甲が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該1年を経過した日から起算して1年以内に債務超過の状態から脱却することを計画している場合（乙が適当と認める場合に限る）には、2年以内（審査対象事業年度の末日の翌日から起算して2年を経過する日（猶予期間の最終日の翌日から起算して1年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日後最初に到来する事業年度の末日）までの期間内）に債務超過の状態から脱却しえなかったとき。

なお、乙が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、猶予期間の最終日の属する連結会計年度（甲が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度）に係る決算の内容を開示するまでの間において、再建計画（本号但し書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための計画を含む）を公表している甲を対象とし、甲が提出する当該再建計画並びに次の a 及び、b に定める書類に基づき行う。

a 次の(a)又は(b)の場合の区分に従い、当該(a)又は(b)に規定する書面

(a) 法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面

(b) 私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合

当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書面

b 本号但し書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための計画の前提となった重要な事項等が、公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

②銀行取引の停止

甲が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となった旨の報告を書面で受けた場合

③破産手続、再生手続又は更生手続

甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合（甲が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次の a から c までに掲げる場合その他甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと乙が認めた場合をいうものとし、当該 a から c までに掲げる場合には当該 a から c までに定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。

a 甲が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合

甲から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日

b 甲が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困

難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することを取締役会の決議を行った場合、甲から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日（事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると乙が認めた日）

- c 甲が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合（当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の100分の10に相当する額以上である場合に限る）

甲から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日

④前号に該当することとなった場合においても、以下に定める再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする。

再建計画とは次のaないしcの全てに該当するものをいう。

- a 次の(a)又は(b)に定める場合に従い、当該(a)又は(b)に定める事項に該当すること。
 - (a) 甲が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合
当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること。
 - (b) 甲が前号cに規定する合意を行った場合
当該再建計画が、前号cに規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること。
- b 当該再建計画に次の(a)及び(b)に掲げる事項が記載されていること。
 - (a) 当該上場有価証券の全部を消却するものでないこと。
 - (b) 前aの(a)に規定する見込みがある旨及びその理由又は同(b)に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容
- c 当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でないと認められるものでないこと。

⑤事業活動の停止

甲が事業活動を停止した場合（甲及びその連結子会社の事業活動が停止されたと乙が認めた場合をいう）又はこれに準ずる状態になった場合。

なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その他甲が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と乙が認めた場合をいうものとし、当該aからcまでに掲げる場合には当該aからcまでに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。

- a 甲が、合併により解散する場合のうち、合併に際して甲の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次の(a)又は(b)に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の3日前（休業日を除外する）の日
 - (a) TOKYO PRO Marketの上場株券等
 - (b) 上場株券等が、その発行者である甲の合併による解散により上場廃止となる場合 当該合併に係る新設会社若しくは存続会社又は存続会社の親会社（当該会社が発行者である株券等を当該合併に際して交付する場合に限る）が上場申請を行い、速やかに上場される見込みのある株券等
- b 甲が、前aに規定する合併以外の合併により解散する場合は、甲から当該合併に関する株主総会（普通出資者総会を含む）の決議についての書面による報告を受けた日（当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議（委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む）についての書面による報告を受けた日）
- c 甲が、前a及び前bに規定する事由以外の事由により解散する場合（③bの規定の適用を受ける場合を除く）は、甲から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日。

⑥不適当な合併等

甲が非上場会社の吸収合併又はこれに類する行為（i 非上場会社を完全子会社とする株式交換、ii 非上場会社を子会社化する株式交付、iii 会社分割による非上場会社からの事業の承継、iv 非上場会社からの事業の譲受け、v 会社分割による他の者への事業の承継、vi 他の者への事業の譲渡、vii 非上場会社との業務上の提携、viii 第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、ix その他非上場会社の吸収合併又はこれらiからviiiまでと同等の効果をもたらすと認められる行為）を行った場合で、甲が実質的な存続

会社でない乙が認めた場合。

⑦支配株主との取引の健全性の毀損

第三者割当により支配株主が異動した場合（当該割当により支配株主が異動した場合及び当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合）において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると乙が認めるとき。

⑧発行者情報等の提出遅延

甲が提出の義務を有する特定証券情報、発行者情報又は有価証券報告書等につき、特例及び法令に定める期間内に提出しなかった場合で、乙がその遅延理由が適切でないと判断した場合。

⑨虚偽記載又は不適正意見等

次の a 又は b に該当する場合

- a 甲が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合
- b 甲の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって監査意見については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨（天災地変等、甲の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く）が記載され、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合。

⑩法令違反及び上場規程違反等

甲が重大な法令違反又は上場規程に関する重大な違反を行った場合。

⑪株式事務代行機関への委託

甲が株式事務を（株）東京証券取引所の承認する株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなることが確実となった場合。

⑫株式の譲渡制限

甲が当該銘柄に係る株式の譲渡につき制限を行うこととした場合。

⑬完全子会社化

甲が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合。

⑭指定振替機関における取扱い

甲が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合。

⑮株主の権利の不当な制限

株主の権利内容及びその行使が不当に制限されているとして、甲が次の a から g までのいずれかに掲げる行為を行っていると乙が認めた場合でかつ株主及び投資者の利益を侵害するおそれ大きいと乙が認める場合、その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合。

- a 買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収防衛策（以下「ライツプラン」という）のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当てておくものの導入（実質的に買収防衛策の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当てておく場合を除く）
- b ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないものの導入。
- c 拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定（持株会社である甲の主要な事業を行なっている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を甲以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が甲に対する買収の実現を困難にする方策であると乙が認めるときは、甲が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う）。
- d 上場株券等について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定。
- e 上場株券等より議決権の多い株式（取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等が上場株券等より低い株式をいう）の発行に係る決議又は決定。
- f 議決権の比率が 300%を超える第三者割当に係る決議又は決定。ただし、株主及び投資者の利益を侵害するおそれが少ないと乙が認める場合は、この限りでない。

g 株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定。

⑯全部取得

甲が当該銘柄に係る株式の全部を取得する場合。

⑰株式等売渡請求による取得

特別支配株主が甲の当該銘柄に係る株式の全部を取得する場合。

⑱株式併合

甲が特定の者以外の株主の所有するすべての株式を 1 株に満たない端数となる割合で株式併合を行う場合

⑲反社会的勢力の関与

甲が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態が TOKYO PRO Market に対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと乙が認めるとき。

⑳その他

前各号のほか、公益又は投資者保護のため、乙もしくは(株)東京証券取引所が当該銘柄の上場廃止を適当と認めた場合。

<J-Adviser 契約解除に係る事前催告に関する事項>

1. いずれかの当事者が、本契約に基づく義務の履行を怠り、又は、その他本契約違反を犯した場合、相手方は、相当の期間（特段の事情のない限り 1 ヶ月とする）を定めてその違反の是正又は義務の履行を書面で催告し、その催告期間内にその違反の是正又は義務の履行がなされなかったときは本契約を解除することができる。
2. 前項の定めにかかわらず、甲及び乙は、合意により本契約期間中いつでも本契約を解除することができる。また、いずれかの当事者から相手方に対し、1 ヶ月前に書面で通知することにより本契約を解除することができる。
3. 契約解除する場合、特段の事情のない限り乙は、あらかじめ本契約を解除する旨を(株)東京証券取引所に通知しなければならない。

5【重要な契約等】

該当事項はありません。

6【研究開発活動】

該当事項はありません。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中における将来に関する事項は、当事業年度末現在において当社が判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社の財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この財務諸表の作成にあたって、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額及び開示に影響を与える見積りを必要としております。経営者は、これらの見積りについて、過去の実績等を勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積りによる不確実性のため、これらの見積りと異なる場合があります。

(2) 財政状態の分析

(流動資産)

当事業年度末における流動資産の残高は 3,331,387 千円で、前事業年度末に比べ 1,321,283 千円増加しております。これは主に、現金及び預金が 610,452 千円増加、前払費用が 717,361 千円増加したことによるものです。

(固定資産)

当事業年度末における固定資産の残高は 453,630 千円で、前事業年度末に比べ 434,830 千円増加しております。これは主に、ソフトウェア仮勘定が 70,000 千円増加、投資有価証券が 192,218 千円増加、出資金が 153,775 千円増加したことによるものです。

(流動負債)

当事業年度末における流動負債の残高は 3,618,085 千円で、前事業年度末に比べ 1,740,836 千円増加しております。これは主に、契約負債が 1,715,458 千円増加したことによるものです。

(固定負債)

当事業年度末における固定負債の残高は 18,360 千円で、前事業年度末に比べ 7,434 千円減少しております。これは長期借入金が 7,434 千円減少したことによるものです。

(純資産)

当事業年度末における純資産の残高は 148,572 千円で、前事業年度末に比べ 22,711 千円増加しております。これは、自己株式の増加 88,013 千円、当期純利益 101,729 千円を計上したことによるものです。

(3) 経営成績の分析

第3【事業の状況】1【業績等の概要】に記載しております。

(4) キャッシュ・フローの分析

当事業年度におけるキャッシュ・フローの概況については、「1【業績等の概要】(2) キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

(5) 経営者の問題意識と今後の方針について

「第3【事業の状況】3【対処すべき課題】」に記載しております。

第4【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当事業年度中に実施した設備投資の総額は87,554千円であります。その主な内訳は以下のとおりであります。

資産の種類	設備投資金額（千円）	主な設備投資の目的・内容
ソフトウェア	15,000	パスワード管理ツール
ソフトウェア仮勘定	50,000	クラウド型グループウェア
ソフトウェア仮勘定	20,000	企業インフラ一元管理ツール

2【主要な設備の状況】

2025年12月31日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額（千円）					従業員数 (名)
		工具、器具 及び備品	ソフト ウェア	ソフト ウェア 仮勘定	商標権	合計	
本社 (東京都 港区)	本社設備等	2,149	22,756	70,000	143	95,049	13

(注) 1. 本社の建物は賃借しており、年間賃料は28,878千円であります。

2. 当社は情報セキュリティ事業の単一セグメントであるため、セグメントごとの記載はしていません。

3. 現在休止中の主要な設備はありません。

3【設備の新設、除却等の計画】

該当事項はありません。

第5【発行者の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行可能株式総数(株)	未発行株式数(株)	事業年度末現在発行数(株) (2025年12月31日)	公表日現在発行数(株) (2026年3月31日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	10,000,000	7,276,000	2,724,000	2,874,000	東京証券取引所 (TOKYO PRO Market)	単元株式数 100株
計	10,000,000	7,276,000	2,724,000	2,874,000	—	—

- (注) 1. 2025年9月16日開催の取締役会決議により、2025年10月16日付で株式分割に伴う定款の変更が行われ、発行可能株式総数は9,000,000株増加し、10,000,000株となっております。
2. 2025年9月16日開催の取締役会決議により、2025年10月16日付で普通株式1株を100株に分割しております。これにより株式数は2,696,760株増加し、2,724,000株となっております。
3. 2026年1月1日から2026年2月28日までの間に、新株予約権の行使により発行済株式総数が150,000株増加しております。

(2)【新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

第1回新株予約権 (2021年3月31日定時株主総会決議)

	最近事業年度末現在 (2025年12月31日)	公表日の前月末現在 (2026年2月28日)
新株予約権の数(個)	1,500	—
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	—
新株予約権の目的となる株式の数(株)	150,000(注)1、3	—
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1(注)2、3	—
新株予約権の行使期間	自 2024年4月1日 至 2026年3月31日	—
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1(注)3 資本組入額 1(注)3	—
新株予約権の行使の条件	①新株予約権は、発行時に割当を受けた新株予約権者において、これを行使することを要する。 ②新株予約権発行時において当社又は当社子会社の取締役及び従業員であった者は、新株予約権行使時においても、当社又は当社子会社の取締役及び従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由がある場合はこの限りではない。	—

新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要するものとします。	—
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 当社が行使価額を下回る払込金額で新株の発行又は自己株式の処分をするときは、次の算式により行使価額を調整し、調整によって生じる1円未満の端数は切上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式数から当社が保有する自己株式数を控除した数とします。また、株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times 1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他必要と認められる場合には、行使価額の調整を行うことができる。

3. 2025年10月16日開催の取締役会決議により、2025年10月16日付で普通株式1株を100株に分割したことにより、「新株予約権の目的となる株式の数」「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

第2回新株予約権（2023年3月31日定時株主総会決議）

	最近事業年度末現在 (2025年12月31日)	公表日の前月末現在 (2026年2月28日)
新株予約権の数(個)	660	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	66,000(注)1、3	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	22(注)2、3	同左
新株予約権の行使期間	自 2026年4月1日 至 2028年3月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 22(注)3 資本組入額 11(注)3	同左
新株予約権の行使の条件	①新株予約権は、発行時に割当を受けた新株予約権者において、これを行使することを要する。 ②新株予約権発行時において当社又は当社子会社の取締役及び従業員であった者は、新株	同左

	予約権行使時においても、当社又は当社子会社の取締役及び従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由がある場合はこの限りではない。	
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要するものとします。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 当社が行使価額を下回る払込金額で新株の発行又は自己株式の処分をするときは、次の算式により行使価額を調整し、調整によって生じる1円未満の端数は切上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式数から当社が保有する自己株式数を控除した数とします。また、株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times 1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他必要と認められる場合には、行使価額の調整を行うことができる。

3. 2025年10月16日開催の取締役会決議により、2025年10月16日付で普通株式1株を100株に分割したことにより、「新株予約権の目的となる株式の数」「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

第3回新株予約権（2025年8月22日臨時株主総会決議）

	最近事業年度末現在 (2025年12月31日)	公表日の前月末現在 (2026年2月28日)
新株予約権の数(個)	1,000	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	100,000(注)1、3	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	514(注)2、3	同左
新株予約権の行使期間	自 2027年8月23日 至 2035年8月22日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 514(注)3 資本組入額 256(注)3	同左

新株予約権の行使の条件	①新株予約権は、発行時に割当を受けた新株予約権者において、これを行使することを要する。 ②新株予約権発行時において当社又は当社子会社の取締役及び従業員であった者は、新株予約権行使時においても、当社又は当社子会社の取締役及び従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由がある場合はこの限りではない。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要するものとします。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 当社が行使価額を下回る払込金額で新株の発行又は自己株式の処分をするときは、次の算式により行使価額を調整し、調整によって生じる1円未満の端数は切上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式数から当社が保有する自己株式数を控除した数とします。また、株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times 1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他必要と認められる場合には、行使価額の調整を行うことができる。

3. 2025年9月16日開催の取締役会決議により、2025年10月16日付で普通株式1株を100株に分割したことにより、「新株予約権の目的となる株式の数」「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

(3) 【MSCB等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数 増減数 (株)	発行済株式総数 残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2025年8月29日 (注) 1	—	27,240	△6,461	50,000	△46,461	—
2025年10月16日 (注) 2	2,696,760	2,724,000	—	50,000	—	—

- (注) 1. 2025年7月23日の株主総会決議により、2025年8月29日付で資本金の金額を6,461千円及び資本準備金の金額を46,461千円減少させ、その他資本剰余金に振り替えております。(減資割合は11.4%)
2. 2025年9月16日開催の取締役会決議により、2025年10月16日付で普通株式1株を100株に分割しております。これにより株式数は2,696,760株増加し、2,724,000株となっております。
3. 2026年1月1日から2026年2月28日までの間に、新株予約権の行使により発行済株式総数が150,000株、資本金及び資本準備金がそれぞれ75千円増加しております。

(6) 【所有者別状況】

2025年12月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満 株式の状 況 (株)
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	—	—	—	3	3	2	5	13	—
所有株式数(単元)	—	—	—	14,261	4,214	2,250	6,515	27,240	—
所有株式数の割合 (%)	—	—	—	52.4	15.5	8.3	23.9	100	—

- (注) 1. 当社所有の自己株式は、株主総会決議に基づく自己株式の取得によるものであり、「個人その他」に1,715単元含まれております。
2. 2025年10月16日付で普通株式1株を100株に分割しております。また、2025年10月16日付で定款変更を行い、100株を1単元とする単元株制度を導入しております。

(7) 【大株主の状況】

2025年12月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に対する所有株式数の割合(%)
株式会社JIRAN JAPAN	東京都港区海岸1-7-1	1,169,300	45.81
今村 誉一	東京ポートシティ竹芝10階 東京都文京区	249,900	9.79
CheckMAL Inc.	A Bldg, #1308 U-TOWER, 767, Sinsu-ro, Suji-gu, Yongin-si, Gyeonggi-do, Republic of Korea	240,000	9.40
姜 玫在	神奈川県川崎市幸区	200,000	7.84
santec Japan株式会社	愛知県小牧市大字大草字年上坂5823 番地	150,000	5.88
LEE SU JEONG	Namyangju-si, Gyeonggido-do, Republic of Korea	150,000	5.88
Central Adventure Contents Investment Fund	4th Floor, Geumgang Building, 29, Gangnam-daero 132-gil, Gangnam-gu, Seoul, Republic of Korea	110,400	4.33
株式会社サテライトオフィス	東京都江東区東陽4-3-1東陽町信栄 ビル4階	106,800	4.18
PARK DOO YONG	Goyang-si, Gyenggi-do, Republic of Korea	75,000	2.94
SSR INC.	1606H0, 111, Digital-ro 26-gil, Guro-gu, Seoul, Republic of Korea	71,000	2.78
計	—	2,522,400	98.82

(注) 1. 上記の株式総数に対する所有株式数の割合は自己株式を控除して算出しております。

2. 上記のほか、当社が所有している自己株式171,500株（発行済株式総数に対する所有株式数の割合6.3%）があります。

(8) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2025年12月31日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	171,500	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式 2,552,500	25,525	権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	2,724,000	—	—
総株主の議決権	—	25,525	—

(注) 1. 2025年9月16日開催の取締役会決議により、2025年10月16日付で普通株式1株を100株に分割を行っており、完全議決権株式数(その他)及び発行済株式総数の株式数はそれぞれ2,724,000株となっております。

2. 2025年10月16日付で定款変更を行い、100株を1単元とする単元株制度を導入しております。

② 【自己株式等】

2025年12月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数 (株)	他人名義所有 株式数 (株)	所有株式数の 合計 (株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合 (%)
株式会社 J Security	東京都港区浜松町2-4- 1 世界貿易センター ビルディング南館17階	171,500	—	171,500	6.3
計	—	171,500	—	171,500	6.3

(注) 2025年9月16日開催の取締役会決議により、2025年10月16日付で普通株式1株を100株に分割を行っております。

(9) 【ストックオプション制度の内容】

当社は、新株予約権方式によるストックオプション制度を採用しております。当該制度は、会社法に基づき新株予約権を発行する方法によるものであります。

当該制度の内容は、以下のとおりであります。

第1回新株予約権（2021年3月31日定時株主総会決議）

決議年月日	2021年3月31日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役1名
新株予約権の目的となる株式の種類	「（2）新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

第2回新株予約権（2023年3月31日定時株主総会決議）

決議年月日	2023年3月31日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役3名
新株予約権の目的となる株式の種類	「（2）新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

第3回新株予約権（2025年8月22日臨時株主総会決議）

決議年月日	2025年8月22日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役3名
新株予約権の目的となる株式の種類	「（2）新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第 155 条第 3 号による普通株式の取得

(1)【株主総会決議による取得の状況】

会社法第 155 条第 3 号による普通株式の取得

区分	株式数 (株)	価額の総額 (千円)
臨時株主総会 (2025 年 7 月 23 日) での決議状況 (取得期間 2025 年 7 月 23 日～2025 年 8 月 31 日)	39,000	20,014
最近事業年度前における取得自己株式	—	—
最近事業年度における取得自己株式	—	—
残存授権株式の総数及び価額の総額	—	—
最近事業年度の末日現在の未行使割合 (%)	—	—
最近期間における取得自己株式	39,000	20,014
提出日現在の未行使割合 (%)	—	—

区分	株式数 (株)	価額の総額 (千円)
臨時株主総会 (2025 年 8 月 22 日) での決議状況 (取得期間 2025 年 8 月 29 日～2025 年 8 月 31 日)	132,500	67,999
最近事業年度前における取得自己株式	—	—
最近事業年度における取得自己株式	—	—
残存授権株式の総数及び価額の総額	—	—
最近事業年度の末日現在の未行使割合 (%)	—	—
最近期間における取得自己株式	132,500	67,999
提出日現在の未行使割合 (%)	—	—

(注) 2025 年 9 月 16 日開催の取締役会決議により、2025 年 10 月 16 日付で普通株式 1 株を 100 株に分割を行っており、上記株式数については、当該株式分割後の株式数を記載しております。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	最近事業年度		最近期間	
	株式数 (株)	処分価額の総額 (円)	株式数 (株)	処分価額の総額 (円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	—	—	—	—
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
保有自己株式数	171,500	—	171,500	—

(注) 2025年9月16日開催の取締役会決議により、2025年10月16日付で普通株式1株を100株に分割を行っており、上記株式数については、当該株式分割後の株式数を記載しております。

3 【配当政策】

当社は、財務体質の強化と事業拡大のための内部留保の充実等を図ることが重要であると考え、当事業年度は配当を実施しておりませんが、株主に対する利益還元は経営の重要課題であると認識しております。

なお、剰余金の配当を行う場合には、年1回の期末配当を基本方針としており、配当の決定機関は株主総会であります。また、当社は、中間配当を取締役会の決議により行うことができる旨を定款に定めております。

当事業年度の剰余金の配当につきましては、今後の柔軟な資本政策に備えるため配当を実施しておりません。内部留保資金につきましては、事業拡大による運転資金の確保と今後予想される経営環境の変化に対応すべく企業体質の強化及び将来の事業展開のための財源として利用していく予定であります。

4 【株価の推移】

(1) 【最近3年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第6期	第7期	第8期
決算年月	2023年12月期	2024年12月期	2025年12月期
最高 (円)	—	—	750
最低 (円)	—	—	750

(注) 1. 当社株式は、2025年12月24日付で、株式会社東京証券取引所 TOKYO PRO Market へ上場したため、それ以前の株価について該当事項はありません。

2. 最高・最低株価は、株式会社東京証券取引所 TOKYO PRO Market におけるものであります。

(2) 【最近6月間の月別最高・最低株価】

月次	2025年7月	2025年8月	2025年9月	2025年10月	2025年11月	2025年12月
最高(円)	—	—	—	—	—	750
最低(円)	—	—	—	—	—	750

(注) 1. 当社株式は、2025年12月24日付で、株式会社東京証券取引所 TOKYO PRO Market へ上場したため、それ以前の株価について該当事項はありません。

2. 最高・最低株価は、株式会社東京証券取引所 TOKYO PRO Market におけるものであります。

5【役員の状況】

男性3名 女性2名 (役員のうち女性の比率40.0%)

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	報酬	所有株式数(株)
代表取締役	社長	今村 誉一	1984年 4月6日	2011年4月 2019年12月 2020年3月	SMBC日興証券株式会社入社 当社 取締役 当社 代表取締役社長 (現任)	(注) 1	(注) 3	399,900
取締役	営業部長 商品企画 部長	李 瀟燕	1985年 3月29日	2011年5月 2014年7月 2018年1月 2018年12月 2019年4月 2020年4月 2021年3月 2022年4月 2023年4月	株式会社bestec入社 株式会社Jiransoft Japan入社 (現 株式会社JIRAN JAPAN) 当社へ転籍により入社 当社営業部長 当社企画マーケティング部長 当社事業部長 当社取締役事業部長 当社取締役商品企画部長 当社取締役営業部長 兼 商品企画部長 (現任)	(注) 1	(注) 3	30,000
取締役	経営管理 部長	小林 拓矢	1987年 12月13日	2010年4月 2013年10月 2015年1月 2016年4月 2020年1月 2021年10月 2022年4月 2023年5月 2024年10月	有限責任 あずさ監査法人入所 公認会計士登録 株式会社イノベーション入社 株式会社エスネットワークス入社 サスメド株式会社入社 小林会計事務所開設 (現任) PLXコンサルティング株式会社設立 代表取締役 (現任) 当社 経営管理部入社 当社 取締役経営管理部長 (現任)	(注) 1	(注) 3	—
常勤 監査役		金澤 史英	1971年 10月29日	1995年9月 2000年5月 2003年1月 2017年4月 2020年4月 2022年3月 2024年3月	株式会社エース商事入社 (現 株式会社エース電研) 株式会社コンフィデンス入社 ブリッジインターナショナル株式会社入社 ブリッジインターナショナル株式会社 取締役 ClieXito株式会社監査役 株式会社アイ・ラーニング取締役 当社社外監査役 (現任)	(注) 2	(注) 3	—
監査役		佃 友貴	1984年 10月28日	2007年12月 2011年9月 2015年11月 2021年2月 2021年12月 2022年3月 2022年12月 2024年4月 2024年6月	あらた監査法人入所(現 PwC Japan有限責任監査法人) 公認会計士登録 SMBC日興証券株式会社入社 佃公認会計士事務所設立 TAコンサルティング株式会社設立 代表取締役 (現任) 当社社外監査役 (現任) プラス ロジスティクス株式会社社外取締役 (現任) 株式会社SHIFFON社外監査役 (現任) ギークス株式会社社外取締役 (現任)	(注) 2	(注) 3	—
計								429,900

(注) 1. 取締役の任期は、2025年10月16日開催の臨時株主総会終結の時から、2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。

2. 監査役の任期は、2025年10月16日開催の臨時株主総会終結の時から、4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。

3. 2025年12月期における役員報酬の総額は、「6【コーポレート・ガバナンスの状況等】(1)【コーポレート・ガバナンスの状況】⑦役員報酬の内容」に記載のとおりであります。

4. 2025年9月16日開催の取締役会決議により、2025年10月16日付で普通株式1株を100株に分割しております。

5. 金澤史英氏及び佃友貴氏は、会社法第2条第15号に定める社外監査役であります。

二. リスク管理委員会

当社は、リスク管理規程に基づき、全社的なリスク管理推進に関わる課題・対応策を協議・承認する組織として、取締役会の下にリスク管理委員会を設置しております。リスク管理委員会は3か月に1回開催され、企業経営及び日常の業務に関して、必要に応じて弁護士等の複数の専門家から意見を聴衆したうえで、経営判断上の参考とするためのアドバイスを受ける体制をとっております。

③内部統制システムの整備の状況

当社は、職務権限規程の遵守により、業務を合理的に分担することで、特定の組織並びに特定の担当者に業務や権限が集中することを回避し、内部牽制機能が適切に働くよう努めております。

④内部監査の状況

当社の内部監査は、代表取締役社長に選任された内部監査責任者及び担当者により、内部監査を実施しております。内部監査では、各部門の行遂行状況を監査し、結果については内部監査責任者より代表取締役社長に報告するとともに、改善指示を各部門へ周知し、そのフォローアップに努めております。

⑤リスク管理体制の整備の状況

当社のリスク管理体制は、リスク管理の主管部署として経営管理部が情報の一元化を行っております。また、当社は企業経営及び日常の業務に関して、必要に応じて弁護士等の複数の専門家から経営判断上の参考とするためのアドバイスを受ける体制をとっております。

⑥社外取締役及び社外監査役の状況

当社は、社外監査役2名を選任しております。社外監査役は、経営に対する監視、監督機能を担っております。

社外監査役は、当社との間には人的関係、資本的关系、または、取引関係その他の利害関係はありません。

なお、当社は、社外監査役の独立性に関する基準または方針について特段の定めはありませんが、選任に際しては、客観的、中立の経営監視機能が十分に発揮されるよう、取引関係等を考慮した上で、選任を行っております。

⑦役員報酬の内容

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	賞与	ストック オプション	
取締役（社外取締役を除く）	43,825	37,425	6,400	—	3
監査役（社外監査役を除く）	—	—	—	—	—
社外役員	8,100	—	—	—	2

⑧取締役及び監査役の定数

当社の取締役は5名以内、監査役は3名以内とする旨を定款で定めております。

⑨取締役の選任決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び累積投票によらないものとする旨を定款で定めております。

⑩株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の円滑な運営を行うため、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。

⑪自己の株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって、自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。これは、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、市場取引等により自己の株式を取得することを目的とするものであります。

⑫中間配当に関する事項

当社は、株主への機動的な利益還元を可能とするため、会社法第454条第5項の定めに基づき、取締役会の決議により中間配当をすることができる旨を定款に定めております。

⑬取締役及び監査役の責任免除

当社は、職務の遂行にあたり期待される役割を十分に発揮できる環境を整備するため、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠った取締役（取締役であったものを含む）及び監査役（監査役であったものを含む）の損害賠償責任を法令の限度において、取締役会の決議によって免除できる旨を定款に定めております。

⑭社外取締役及び社外監査役との責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定に基づき、同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低限度額としております。なお、当該当該責任限定契約が認められるのは、当該社外取締役または社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査法人に対する報酬の内容】

区分	最近事業年度	
	監査証明業務に基づく報酬（千円）	非監査業務に基づく報酬（千円）
発行者	14,500	—

② 【その他重要な報酬の内容】

（最近事業年度）

該当事項はありません。

③ 【監査法人の発行者に対する非監査業務の内容】

（最近事業年度）

該当事項はありません。

④ 【監査報酬の決定方針】

当社の事業規模等を勘案して監査報酬額を決定しております。

第6【経理の状況】

1 財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)に基づいて作成しております。
- (2) 当社の財務諸表は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則」第116条第3項で認められた会計基準のうち、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しております。

2 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき、当事業年度(2025年1月1日から2025年12月31日まで)の財務諸表について、有限責任パートナーズ総合監査法人により監査を受けております。

3 連結財務諸表について

当社は、子会社がありませんので、連結財務諸表を作成しておりません。

1 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2024年12月31日)	当事業年度 (2025年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,114,284	1,724,736
売掛金	32,174	25,184
商品	588	285
前払費用	860,245	1,577,606
その他	2,811	3,573
流動資産合計	2,010,103	3,331,387
固定資産		
有形固定資産		
工具、器具及び備品（純額）	284	2,149
有形固定資産合計	※ 284	※ 2,149
無形固定資産		
商標権	99	143
ソフトウェア	10,326	22,756
ソフトウェア仮勘定	—	70,000
無形固定資産合計	10,425	92,899
投資その他の資産		
投資有価証券	—	192,218
出資金	—	153,775
繰延税金資産	5,597	4,852
敷金	2,491	7,733
投資その他の資産合計	8,089	358,580
固定資産合計	18,799	453,630
資産合計	2,028,902	3,785,017

(単位：千円)

	前事業年度 (2024年12月31日)	当事業年度 (2025年12月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	35,985	36,095
1年内返済予定の長期借入金	3,828	2,160
未払金	7,008	16,033
未払費用	1,526	3,070
未払法人税等	22,272	30,762
未払消費税等	35,210	38,246
契約負債	1,762,050	3,477,509
預り金	2,022	3,320
賞与引当金	7,343	10,886
流動負債合計	1,877,248	3,618,085
固定負債		
長期借入金	25,794	18,360
固定負債合計	25,794	18,360
負債合計	1,903,042	3,636,445
純資産の部		
株主資本		
資本金	56,461	50,000
資本剰余金		
資本準備金	46,461	—
その他資本剰余金	—	52,923
資本剰余金合計	46,461	52,923
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	22,936	124,666
利益剰余金合計	22,936	124,666
自己株式	—	△88,013
株主資本合計	125,860	139,576
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	—	8,995
評価・換算差額等合計	—	8,995
純資産合計	125,860	148,572
負債純資産合計	2,028,902	3,785,017

②【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度	当事業年度
	(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	(自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
売上高	※1 520,839	※1 676,520
売上原価	190,188	244,356
売上総利益	330,650	432,164
販売費及び一般管理費	※2 231,228	※2 305,285
営業利益	99,422	126,879
営業外収益		
受取利息	212	1,644
補助金収入	566	11,199
為替差益	27	—
その他	35	920
営業外収益合計	841	13,765
営業外費用		
支払利息	349	315
為替差損	—	639
営業外費用合計	349	955
経常利益	99,914	139,688
税引前当期純利益	99,914	139,688
法人税、住民税及び事業税	22,282	42,150
法人税等調整額	5,168	△4,191
法人税等合計	27,451	37,959
当期純利益	72,462	101,729

【売上原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)		当事業年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
I 外注費	※1	46,119	24.7	192,785	81.4
II 経費		140,315	75.3	44,136	18.6
当期総発生費用		186,435	100.0	236,921	100.0
期首商品棚卸高		725		588	
当期商品仕入高		3,616		7,131	
合計		190,776		244,641	
期末商品棚卸高		588		285	
当期売上原価		190,188		244,356	

※1 主な内訳は次のとおりです。

項目	前事業年度 (千円)	当事業年度 (千円)
支払ロイヤリティ	135,872	38,884

(原価計算の方法)

当社の原価計算は、実際原価による個別原価計算であります。

③【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本						純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計	
		資本 準備金	資本剰余 金合計	その他利益 剰余金 繰越利益剰 余金	利益剰余 金合計		
当期首残高	56,461	46,461	46,461	△49,526	△49,526	53,397	53,397
当期変動額							
当期純利益	—	—	—	72,462	72,462	72,462	72,462
当期変動額合計	—	—	—	72,462	72,462	72,462	72,462
当期末残高	56,461	46,461	46,461	22,936	22,936	125,860	125,860

当事業年度（自 2025年1月1日 至 2025年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	56,461	46,461	—	46,461	22,936	22,936
当期変動額						
減資	△6,461	△46,461	52,923	6,461	—	—
当期純利益	—	—	—	—	101,729	101,729
自己株式の取得	—	—	—	—	—	—
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）						
当期変動額合計	△6,461	△46,461	52,923	6,461	101,729	101,729
当期末残高	50,000	—	52,923	52,923	124,666	124,666

	株主資本		評価・換算差額等		純資産 合計
	自己株式	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	—	125,860	—	—	125,860
当期変動額					
減資	—	—	—	—	—
当期純利益	—	101,729	—	—	101,729
自己株式の取得	△88,013	△88,013	—	—	△88,013
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			8,995	8,995	8,995
当期変動額合計	△88,013	13,715	8,995	8,995	22,711
当期末残高	△88,013	139,576	8,995	8,995	148,572

④【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当事業年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益	99,914	139,688
減価償却費	1,559	3,214
賞与引当金の増減額 (△は減少)	7,343	3,543
受取利息	△212	△1,644
支払利息	349	315
為替差損益 (△は益)	△890	△570
営業債権の減少額 (△は増加)	△4,910	6,990
棚卸資産の増加額 (△は増加)	137	302
前払費用の増減額 (△は増加)	△336,080	△717,361
仕入債務の増減額 (△は減少)	6,960	109
未払金の増減額 (△は減少)	△3,419	9,024
未払費用の増減額 (△は減少)	691	1,545
未払消費税等の増減額 (△は減少)	21,659	3,036
契約負債の増減額 (△は減少)	773,631	1,715,458
その他	△1,742	19
小計	564,990	1,163,673
利息の受取額	212	1,644
利息の支払額	△352	△316
法人税等の支払額又は還付額 (△は支払)	△297	△33,660
営業活動によるキャッシュ・フロー	564,552	1,131,339
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△199	△2,446
無形固定資産の取得による支出	△10,600	△85,107
投資有価証券の取得による支出	—	△178,287
出資金の払込による支出	—	△153,775
貸付金の回収による収入	40,000	—
敷金の差入による支出	△1,140	△4,725
投資活動によるキャッシュ・フロー	28,060	△424,341
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入金の返済による支出	△3,828	△9,102
自己株式の取得による支出	—	△88,013
財務活動によるキャッシュ・フロー	△3,828	△97,115
現金及び現金同等物の換算差額	890	570
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	589,675	610,452
現金及び現金同等物の期首残高	524,608	1,114,284
現金及び現金同等物の期末残高	※ 1,114,284	※ 1,724,736

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品

個別法による原価法 (貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定)

3. 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

工具、器具及び備品 4～5年

② 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

自社利用のソフトウェア 5年

商標権 4年～10年

③ 少額減価償却資産

取得価額が10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、法人税法の規定に基づき、3年間で均等償却を行っております。

4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。また、外貨建有価証券は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は全部純資産直入法により処理しております。

5. 引当金の計上基準

賞与引当金

従業員賞与の支払に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

6. 収益及び費用の計上基準

当社は、顧客との契約について、以下の5ステップアプローチに基づき、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点、もしくは、移転するにつれて当該財又はサービスと交換に権利を得ると見込む対価の額で収益を認識しております。

また、履行義務が財又はサービスを他の当事者によって提供されるように手配することであると判断する場合は、顧客から受け取ると見込まれる金額から仕入先に支払う金額を控除した純額で収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する

ステップ2：契約における履行義務を識別する

ステップ3：取引価格を算定する

ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する

ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)は以下のとおりであります。取引の対価は履行

義務を充足してから主として1カ月以内に受領しており、重要な金融要素を含んでおりません。

① 製品本体

製品本体の販売に係る履行義務は、顧客との販売契約に基づいて製品及びソフトウェアを顧客に提供することです。当該履行義務は、顧客において製品が使用可能となった一時点において充足されると判断し、製品を納品した時点またはソフトウェアの供与を開始した一時点で収益を認識しております。

② ライセンス・保守サービス

ライセンス・保守サービスに係る履行義務は、ソフトウェアの利用に関連する問合せや障害対応などの保守サービスを提供することです。当該履行義務は、時の経過に伴い充足されるため、契約期間にわたり期間按分して収益を認識しております。

7. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりスクしか負わない取引日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

8. その他財務諸表作成のための重要な事項

出資金の評価基準及び評価方法

移動平均法による原価法

(重要な会計上の見積り)

前事業年度(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)

投資有価証券の評価

1. 当事業年度の財務諸表に計上した金額

(単位:千円)

	当事業年度 (2025年12月31日)
投資有価証券(非上場株式)	80,066

2. 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

市場価格のない株式等である非上場株式の取得価額は、取得時の持分純資産価額に超過収益力・経営権等を反映した実質価額に基づいて計上されていますが、財政状態の悪化や超過収益力等の毀損により実質価額が著しく低下したときは、減損処理を実施することとしております。

非上場株式の評価において、投資先企業の投資時における超過収益力について毀損の有無を判断するに当たっては、投資先企業の投資時における事業計画の達成状況や、将来の成長性や業績に関する見通しを総合的に勘案して検討しております。当該検討には見積りの要素が含まれており、その主要な仮定は、事業計画に含まれる売上高及び営業利益であります。見積りに用いた仮定の不確実性は高く、投資先の事業進捗の見通し等と実績に乖離が生じた場合には翌事業年度の財務諸表に影響を及ぼす可能性があります。

(未適用の会計基準等)

(リースに関する会計基準等)

- ・「リースに関する会計基準」(企業会計基準第34号 2024年9月13日 企業会計基準委員会)
- ・「リースに関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日 企業会計基準委員会)等

(1) 概要

企業会計基準委員会において、日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、借手の全てのリースについて資産及び負債を認識するリースに関する会計基準の開発に向けて、国際的な会計基準を踏まえた検討が行われ、基本的な方針として、IFRS第16号の単一の会計処理モデルを基礎とするものの、IFRS第16号の全ての定めを採り入れるのではなく、主要な定めのみを採り入れることにより、簡素で利便性が高く、かつ、IFRS第16号の定めを個別財務諸表に用いても、基本的に修正が不要となることを目指したリース会計基準等が公表されました。

借手の会計処理として、借手のリースの費用配分の方法については、IFRS第16号と同様に、リースがファイナンス・リースであるかオペレーティング・リースであるかにかかわらず、全てのリースについて使用権資産に係る減価償却費及びリース負債に係る利息相当額を計上する単一の会計処理モデルが適用されます。

(2) 適用予定日

2028年12月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であり、

(貸借対照表関係)

※ 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (2024年12月31日)	当事業年度 (2025年12月31日)
有形固定資産の減価償却累計額	928千円	1,510千円

(損益計算書関係)

※1 顧客との契約から生じる収益

売上高については、すべて顧客との契約から生じる収益の金額であり、顧客との契約から生じる収益以外の収益は含まれておりません。

※2 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度12.2%、当事業年度6.6%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度87.8%、当事業年度93.4%であります。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当事業年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
役員報酬	39,300千円	51,925千円
給料手当	65,702	86,212
賞与引当金繰入額	7,343	10,826
地代家賃	12,954	28,878
支払手数料	16,616	25,941
支払報酬料	24,279	27,337
減価償却費	1,559	3,214

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度 (自 2024 年 1 月 1 日 至 2024 年 12 月 31 日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度 期首株式数 (株)	当事業年度 増加株式数 (株)	当事業年度 減少株式数 (株)	当事業年末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	27,240	—	—	27,240
合計	27,240	—	—	27,240

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度 (自 2025 年 1 月 1 日 至 2025 年 12 月 31 日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度 期首株式数 (株)	当事業年度 増加株式数 (株)	当事業年度 減少株式数 (株)	当事業年末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式 (注) 1、2	27,240	2,696,760	—	2,724,000
合計	27,240	2,696,760	—	2,724,000

(注) 1. 当社は、2025 年 10 月 16 日付で普通株式 1 株を 100 株に分割しております。

2. 普通株式の発行済株式総数の増加 2,696,760 株は株式分割によるものであります。

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首株式数 (株)	当事業年度 増加株式数 (株)	当事業年度 減少株式数 (株)	当事業年末 株式数 (株)
自己株式				
普通株式 (注) 1、2、3	—	171,500	—	171,500
合計	—	171,500	—	171,500

(注) 1. 当社は、2025 年 10 月 16 日付で普通株式 1 株を 100 株に分割しております。

2. 普通株式の自己株式数の増加 1,715 株は、株主総会決議によるものであります。

3. 普通株式の自己株式数の増加 169,785 株は、株式分割によるものであります。

3. 新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

※現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に記載されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当事業年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
現金及び預金	1,114,284千円	1,724,736千円
現金及び現金同等物	1,114,284	1,724,736

(リース取引関係)

(借主側)

1. ファイナンス・リース取引

該当事項はありません。

2. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：千円)

	前事業年度 (2024年12月31日)	当事業年度 (2025年12月31日)
1年内	14,575	34,800
1年超	—	11,600
合計	14,575	46,400

(注) 中途解約不能な利用契約における契約期間内の地代家賃を記載しております。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等を基本としつつ、事業上の必要性や資金繰り等を勘案し投資有価証券及び出資金への投資を行っております。なお、資金調達については銀行等の金融機関からの借入及び新株発行による方針であります。また、デリバティブ取引に関しては行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。投資有価証券は、主に株式であり、市場価格のない株式等以外については、市場価格の変動リスク及び為替の変動リスクに晒されております。また、市場価格のない株式等については、発行体の財政状態の悪化等による実質価額の低下リスクに晒されております。出資金は、取得原価をもって貸借対照表価額としており、市場価格の変動リスクはありませんが、投資先事業の収支の状況等により、出資金の実質価額が低下するリスクに晒されております。敷金は、本社オフィスの利用契約に基づくものであり、差入先の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金、未払金、未払法人税等、未払消費税等及び預り金は、短期間で決済されるものであります。借入金には主に運転資金に係る資金調達を目的としたものであります。営業債務や借入金は、流動性リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権については、社内規程に従い、担当部署において主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引先ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。敷金については、オフィスの利用契約締結に際し差入先の信用状況を把握しております。

②市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

投資有価証券及び出資金については、定期的に発行体（取引先企業）の財務状況等や時価（為替相場を含む）を把握し、リスクが懸念されるものについては、保有継続の妥当性を検討する等、必要に応じて保有状況の見直しを行っております。また、借入金については、金利の変動リスクを抑制するため、固定金利で調達しております。

③資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、担当部署が適時に資金計画を作成・更新するとともに、手許流動性を一定水準以上に維持すること等により、流動性リスクを管理しております。買掛金及び未払金については、月次単位での支払予定を把握するとともに、手元流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。「現金及び預金」、「売掛金」、「買掛金」、「未払金」、「未払法人税等」、「未払消費税等」については、現金であること及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

前事業年度（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
敷金(※)	1,655	1,649	△6
資産計	1,655	1,649	△6
長期借入金（1年内返済予定を含む）	29,622	28,544	△1,077
負債計	29,622	28,544	△1,077

(※)貸借対照表計上額との差額は、資産除去債務相当額836千円であります。

当事業年度（自 2025年1月1日 至 2025年12月31日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
投資有価証券(※1)	112,152	112,152	—
敷金(※2)	5,800	5,711	△88
資産計	117,952	117,863	△88
長期借入金（1年内返済予定を含む）	20,520	18,989	△1,530
負債計	20,520	18,989	△1,530

(※1)市場価格のない株式等及び出資金は、上表には含まれておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	前事業年度 (2024年12月31日) (千円)	当事業年度 (2025年12月31日) (千円)
非上場株式	—	80,066
出資金	—	153,775
合計	—	233,841

(※2)貸借対照表計上額との差額は、資産除去債務相当額1,933千円であります。

(注) 1. 金銭債権の決算日後の償還予定額

前事業年度（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	1,114,284	—	—	—
売掛金	32,174	—	—	—
合計	1,146,458	—	—	—

※敷金については、返還期日を明確に把握できないため、記載しておりません。

当事業年度（自 2025年1月1日 至 2025年12月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	1,724,736	—	—	—
売掛金	25,184	—	—	—
合計	1,749,920	—	—	—

※敷金については、返還期日を明確に把握できないため、記載していません。

(注) 2. 長期借入金の決算日後の返済予定額

前事業年度（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超
長期借入金 (1年内返済予定を含む)	3,828	3,828	3,828	3,828	2,430	11,880
合計	3,828	3,828	3,828	3,828	2,430	11,880

当事業年度（自 2025年1月1日 至 2025年12月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超
長期借入金 (1年内返済予定を含む)	2,160	2,160	2,160	2,160	2,160	9,720
合計	2,160	2,160	2,160	2,160	2,160	9,720

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

前事業年度（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2025年1月1日 至 2025年12月31日）

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券	112,152	—	—	112,152
資産計	112,152	—	—	112,152

(2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品
前事業年度 (自 2024 年 1 月 1 日 至 2024 年 12 月 31 日)

区分	時価			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
敷金	—	1,649	—	1,649
資産計	—	1,649	—	1,649
長期借入金	—	28,544	—	28,544
負債計	—	28,544	—	28,544

※長期借入金には 1 年内返済予定の長期借入金を含めております。

当事業年度 (自 2025 年 1 月 1 日 至 2025 年 12 月 31 日)

区分	時価			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
敷金	—	5,711	—	5,711
資産計	—	5,711	—	5,711
長期借入金	—	18,989	—	18,989
負債計	—	18,989	—	18,989

※長期借入金には 1 年内返済予定の長期借入金を含めております。

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル 1 の時価に分類しております。

敷金

時価については、将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標に基づく利率で割り引いた割引現在価値法により算定しており、レベル 2 の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル 2 の時価に分類しております。

(有価証券関係)

1. その他有価証券

前事業年度 (2024年12月31日現在)

該当事項はありません。

当事業年度 (2025年12月31日現在)

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得 原価を超えるもの	(1) 株式	112,152	98,221	13,931
	(2) 債券	—	—	—
	(3) その他	—	—	—
	小計	112,152	98,221	13,931
貸借対照表計上額が取得 原価を超えないもの	(1) 株式	—	—	—
	(2) 債券	—	—	—
	(3) その他	—	—	—
	小計	—	—	—
合計		112,152	98,221	13,931

(注) 非上場株式 (貸借対照表計上額 80,066 千円) については、市場価格のない株式等であることから、上表には含めておりません。

2. 売却したその他有価証券

前事業年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

該当事項はありません。

当事業年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)

該当事項はありません。

3. 減損処理を行った有価証券

前事業年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

該当事項はありません。

当事業年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

該当事項はありません。

(退職給付関係)

該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名
該当事項はありません。

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第1回新株予約権	第2回新株予約権
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 1名	当社取締役 3名
株式の種類別のストック・オプションの数(注) 1、2	普通株式 150,000株	普通株式 83,000株
付与日	2021年3月31日	2023年3月31日
権利確定条件	「第5【発行者の状況】1【株式等の状況】(2)【新株予約権等の状況】」に記載のとおりであります。	「第5【発行者の状況】1【株式等の状況】(2)【新株予約権等の状況】」に記載のとおりであります。
対象勤務期間	期間の定めなし	期間の定めなし
権利行使期間	自 2024年4月1日 至 2026年3月31日	自 2026年4月1日 至 2028年3月31日

	第3回新株予約権
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 3名
株式の種類別のストック・オプションの数(注) 1、2	普通株式 100,000株
付与日	2025年8月22日
権利確定条件	「第5【発行者の状況】1【株式等の状況】(2)【新株予約権等の状況】」に記載のとおりであります。
対象勤務期間	期間の定めなし
権利行使期間	自 2027年8月23日 至 2035年8月22日

(注) 1. 株式数に換算して記載しております。

2. 2025年10月16日付株式分割(普通株式1株につき100株の割合)による分割後の株式数、価格に換算して記載しております。

(2)ストック・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度（2025年12月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① スtock・オプションの数

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権
権利確定前 (株)			
前事業年度末	—	66,000	—
付与	—	—	100,000
失効	—	—	—
権利確定	—	—	—
未確定残	—	66,000	100,000
権利確定後 (株)			
前事業年度末	150,000	—	—
権利確定	—	—	—
権利行使	—	—	—
失効	—	—	—
未行使残	150,000	—	—

(注) 2025年10月16日付株式分割(普通株式1株につき100株の割合)による分割後の株式数に換算して記載しております。

② 単価情報

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権
権利行使価額 (円)	1	22	514
行使時平均株価 (円)	—	—	—
付与日における公正な評価単価 (円)	—	—	—

(注) 2025年10月16日付株式分割(普通株式1株につき100株の割合)による分割後の価格に換算して記載しております。

3. スtock・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプション付与日時点において、当社は未公開企業であるため、ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法を単価あたりの本源的価値の見積りによっております。また、単位当たりの本源的価値の見積方法は、純資産方式及びDCF法により算定しております。

4. スtock・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみを反映される方法を採用しております。

5. スtock・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において行使されたStock・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額
- (1) 当事業年度末における本源的価値の合計額
183,998 千円
- (2) 当事業年度に権利行使されたStock・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額
該当事項はありません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2024年12月31日)	当事業年度 (2025年12月31日)
繰延税金資産		
賞与引当金	2,539千円	3,765千円
未払事業税	2,314	3,341
ソフトウェア	2,092	1,666
その他	923	1,015
繰延税金資産小計	7,869	9,788
評価性引当額	△2,272	—
繰延税金資産合計	5,597	9,788
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	—	△4,936
繰延税金負債合計	—	△4,936
繰延税金資産の純額	5,597	4,852

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目

	前事業年度 (2024年12月31日)	当事業年度 (2025年12月31日)
法定実効税率	34.59 %	34.59 %
(調整)		
住民税均等割	0.29	0.13
評価性引当額の増減	△2.18	△1.63
税額控除	△3.35	△5.46
軽減税率適用による影響	△0.95	△0.68
その他	△0.94	0.21
税効果会計適用後の法人税等の負担率	27.47 %	27.17 %

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(令和7年法律第13号)が2025年3月31日に国会で成立し、2026年4月1日以後に開始する事業年度から「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。

これに伴い、2027年1月1日以後に開始する事業年度以降において解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を34.59%から35.43%に変更し計算しております。

なお、この税率変更による影響は軽微であります。

(持分法損益等)

該当事項はありません。

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

当社は、本社事務所の利用契約に基づく退去時における原状回復義務を資産除去債務として認識しております。

なお、当事業年度末における資産除去債務は、負債計上に代えて、利用契約に関連する敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、当事業年度の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社の事業は、情報セキュリティ事業の単一セグメントであり、主要な財又はサービスの種類別に分解した収益は、以下のとおりであります。

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当事業年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
製品本体	170,050	240,603
ライセンス・保守サービス	350,788	435,917
外部顧客への売上高	520,839	676,520

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「(重要な会計方針) 6. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

	前事業年度 (2024年12月31日)	当事業年度 (2025年12月31日)
顧客との契約から生じた債権(期首残高)	27,263	32,174
顧客との契約から生じた債権(期末残高)	32,174	25,184
契約負債(期首残高)	988,419	1,762,050
契約負債(期末残高)	1,762,050	3,477,509

契約負債は、主に、役務の提供期間に応じて均等に収益を認識するライセンス・保守サービス契約における顧客から受け取った前受金であります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社における残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間は、以下のとおりであります。

(単位：千円)

残存履行義務に配分した取引価格	前事業年度 (2024年12月31日)	当事業年度 (2025年12月31日)
1年以内	545,981	1,005,743
1年超	1,216,068	2,471,765
合計	1,762,050	3,477,509

(賃貸等不動産関係)

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社は情報セキュリティ事業の単一セグメントのため、記載は省略しております。

【関連情報】

前事業年度(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	製品本体	ライセンス・ 保守サービス	合計
外部顧客への売上高	170,050	350,788	520,839

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高
トライポッドワークス株式会社	275,193
santec Japan株式会社	125,389

当事業年度(自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	製品本体	ライセンス・ 保守サービス	合計
外部顧客への売上高	240,603	435,917	676,520

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高
トライポッドワークス株式会社	258,405
santec Japan株式会社	248,963

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

1. 関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る。）等
前事業年度（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金 又は 出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
その他の 関係会社	株式会社 JIRAN JAPAN	東京都 港区	19,995	情報セキュ リティ	(被所有) 直接 42.93	資金の貸付 等	貸付金の回収 (注)	40,000	—	—

(注) 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

当事業年度（自 2025年1月1日 至 2025年12月31日）

該当事項はありません。

(2) 財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

前事業年度（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金 又は 出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
役員	今村 誉一	—	—	当社の 代表取締役	(被所有) 直接 9.18	債務被保証	銀行借入に対 する債務被保 証(注)	29,622	—	—

(注) 債務被保証の取引金額については、期末被保証残高を記載しております。なお、保証料の支払は行っておりません。

当事業年度（自 2025年1月1日 至 2025年12月31日）

該当事項はありません。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当事業年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
1株当たり純資産額	46円20銭	58円21銭
1株当たり当期純利益	26円60銭	38円22銭
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	—	35円00銭

- (注) 1. 当事業年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、当社は2025年12月24日に東京証券取引所TOKYO PRO MARKETに上場したため、新規上場日から当事業年度末までの平均株価を期中平均株価とみなして算定しております。
2. 前事業年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。
3. 当社は、2025年9月16日開催の当社取締役会の決議に基づき、2025年10月16日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行いました。前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。
4. 1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当事業年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
1株当たり当期純利益		
当期純利益(千円)	72,462	101,729
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る当期純利益(千円)	72,462	101,729
期中平均株式数(株)	2,724,000	2,661,527
潜在株式調整後1株当たり当期純利益		
当期純利益調整額(千円)	—	—
普通株式増加数(株)	—	245,331
(うち新株予約権(株))	(—)	(245,331)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	新株予約券2種類(新株予約権の株式数216,000株)。 詳細は、「第5【発行者の状況】1【株式等の状況】(2)【新株予約権等の状況】」に記載のとおりであります。	—

(重要な後発事象)
該当事項はありません。

⑤【附属明細表】

【有価証券明細表】

【株式】

銘柄			株式数 (株)	貸借対照表計上額 (千円)
投資 有価証券	その他 有価証券	Jiransecurity Co., Ltd. 株式会社 STONE. B	350,000 459	112,152 80,066
計			350,459	192,218

【有形固定資産等明細表】

資産の 種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価 償却累計額 又は償却累 計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末 残高 (千円)
有形固定資産							
工具、器具及び備品	1,213	2,446	—	3,660	1,510	581	2,149
有形固定資産計	1,213	2,446	—	3,660	1,510	581	2,149
無形固定資産							
ソフトウェア	11,600	15,000	—	26,600	3,843	2,570	22,756
ソフトウェア仮勘定	—	85,000	15,000	70,000	—	—	70,000
商標権	304	107	—	411	268	63	143
無形固定資産計	11,904	100,107	15,000	97,011	4,111	2,633	92,899

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
1年以内に返済予定の長期借入金	3,828	2,160	1.44	—
長期借入金 (1年以内に返済予定のものを除く)	25,794	18,360	1.44	2027年1月5日～ 2035年6月5日
合計	29,622	20,520	1.44	—

(注) 1. 平均利率については、期末借入金残高に対する利率を記載しております。

2. 長期借入金（1年以内に返済予定のものを除く）の決算日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

区分	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	2,160	2,160	2,160	2,160

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
賞与引当金	7,343	10,886	7,283	60	10,886

【資産除去債務明細表】

資産除去債務の負債計上に代えて、利用契約に関連する敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、当事業年度の負担に属する金額を費用に計上する方法を採用しているため、該当事項はありません。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

1 流動資産

① 現金及び預金

区分	金額(千円)
現金	—
預金	
普通預金	1,724,736
小計	1,724,736
合計	1,724,736

② 売掛金

相手先	金額(千円)
トライポッドワークス株式会社	15,469
santec Japan株式会社	8,448
その他	1,266
合計	25,184

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高 (千円)	当期発生高 (千円)	当期回収高 (千円)	当期末残高 (千円)	回収率 (%)	滞留期間 (日)
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A) + (B)} \times 100$	$\frac{(A) + (D)}{2} \div \frac{(B)}{366}$
32,174	23,306,649	23,313,639	25,184	99.9	1

③ 商品

区分	金額(千円)
商品	
SPAMSNIPER	285
合計	285

④ 前払費用

前払費用は、1,577,606千円であり、主にサービス提供期間にわたり収益を認識したことにより、対応する費用を繰り延べたものとなります。

2 負債

① 買掛金

相手先	金額(千円)
Jiransecurity Co., Ltd.	13,211
EKS Co.	2,587
Jirandata Co., Ltd.	1,824
Jiran Tech Co., Ltd.	1,200
その他	17,272
合計	36,095

② 未払金

相手先	金額(千円)
フィリップ証券株式会社	4,400
株式会社東京証券取引所	3,300
港年金事務所	2,751
American Express International, Inc.	1,312
株式会社ジェーシービー	909
三井住友カード株式会社	841
その他	2,517
合計	16,033

③ 契約負債

品目	金額(千円)
サービス提供に係る契約負債	3,477,509
合計	3,477,509

④ 長期借入金

相手先	金額(千円)
株式会社日本政策金融公庫	20,520
合計	20,520

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第7【外国為替相場の推移】

該当事項はありません。

第8【発行者の株式事務の概要】

事業年度	毎年1月1日から同年12月31日まで
定時株主総会	毎年3月
基準日	毎年12月31日
株券の種類	—
剰余金の配当の基準日	毎年6月30日 毎年12月31日
1単元の株式数	100株
株式の名義書換え	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
取次所	—
名義書換手数料	無料
新券交付手数料	—
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
取次所	—
買取手数料	無料
公告掲載方法	電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する。 公告掲載URL https://www.jsecurity.co.jp
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨を定款に定めております。

会社法第189条第2項各号に掲げる権利

会社法第166条第1項の規定による請求をする権利

株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第二部【特別情報】

第1【外部専門家の同意】

該当事項はありません。

第三部【当該有価証券以外の有価証券に関する事項】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2026年3月31日

株式会社 J S e c u r i t y

取締役会 御中

有限責任パートナーズ総合監査法人

東京都中央区

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 鈴木 努

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 山口 純平

監査意見

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第128条第3項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社 J S e c u r i t y の 2025 年 1 月 1 日から 2025 年 12 月 31 日までの第 8 期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社 J S e c u r i t y の 2025 年 12 月 31 日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、発行者情報に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役としての責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。